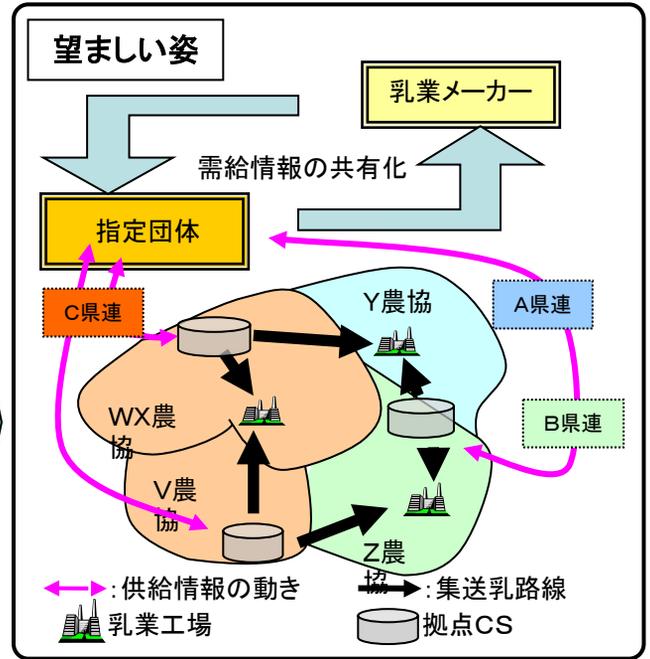
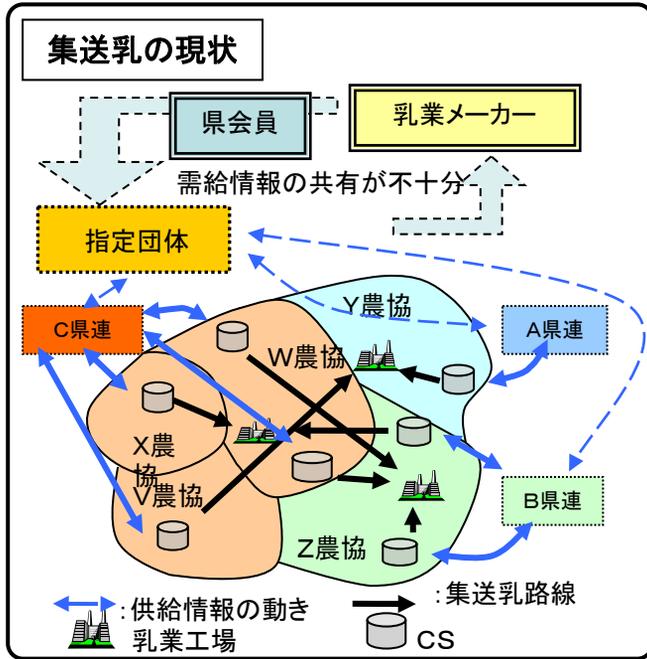


# 流通の合理化

## 1 集送乳及び乳業の合理化

- 国産の牛乳・乳製品の安定供給のためには、集送乳の合理化、乳業工場の計画的な再編整備により、流通段階におけるコスト低減を図っていくことが必要です。
- 指定団体が中心となって広域的な配乳調整や効率的な集送乳路線の構築に努めましょう。



## 2 国産生乳需要の構造改革

- 今後消費拡大が期待できるチーズや生クリーム等液状乳製品向けの生乳供給拡大を図っていきましょう。

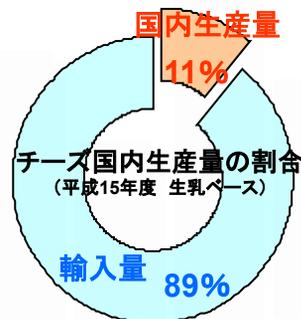
欧米のチーズ消費量との比較(2002年)

国名	1人当たり年間消費量	比率
フランス	25.9kg	14.4倍
イタリア	21.4	11.9
スイス	19.9	11.1
アメリカ	15.4	8.6
日本	1.8	1.0

注: イタリアについては2001年の値。

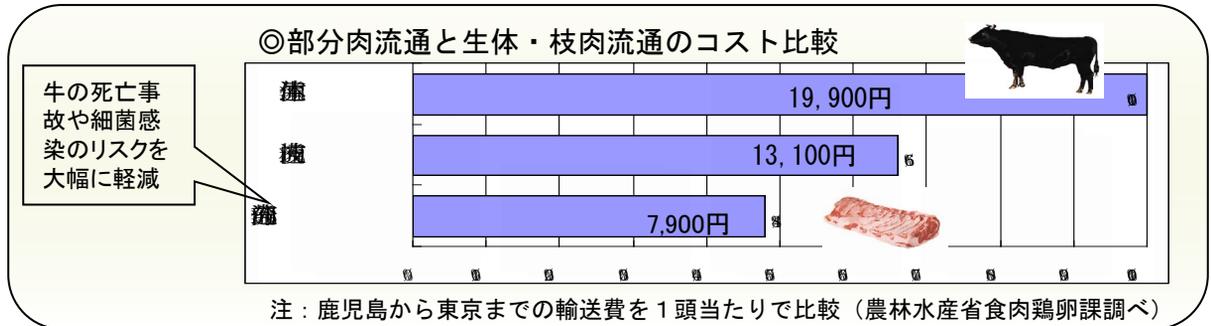
チーズ生産量・輸入量の推移(製品ベース) (千トン)

年度(平成)	2	15	伸び率
国内生産量	27	35	1.3倍
輸入量	114	204	1.8倍



### 3 肉用牛及び牛肉流通の合理化

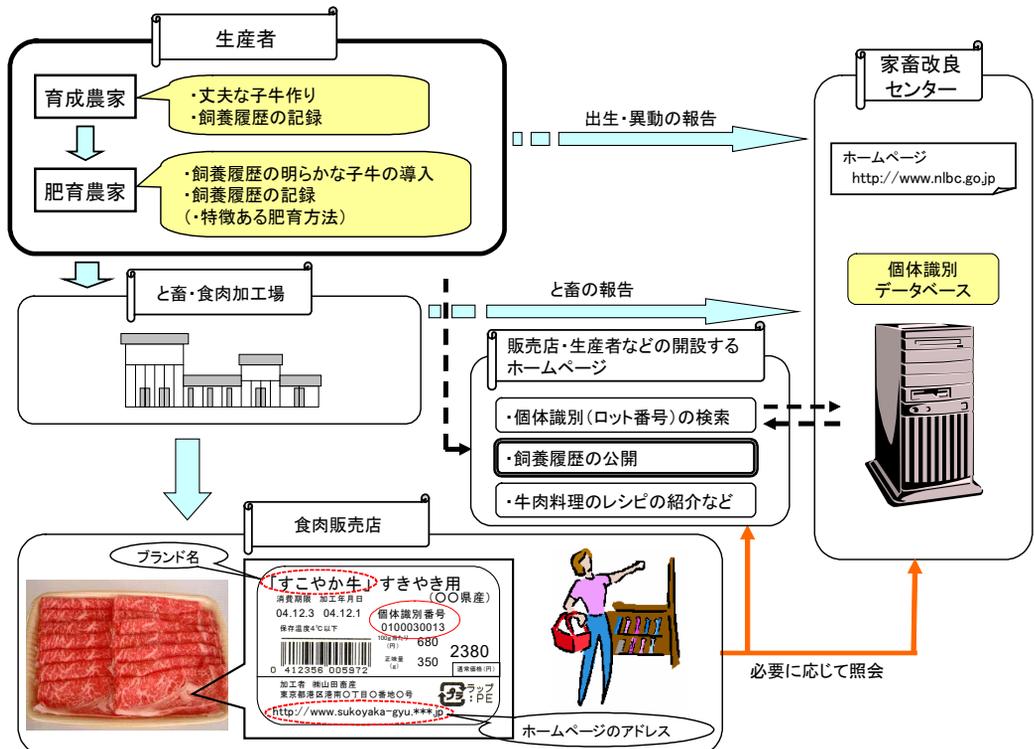
- 家畜市場及び食肉処理施設の再編整備を推進するとともに、と畜・解体から部分肉処理までを一貫して行う産地食肉センターにおける部分肉仕向割合を拡大することにより、流通コストの低減に取り組む必要があります。



### 4 消費者ニーズに対応した牛肉の生産・供給体制の構築

- 消費者ニーズに対応した牛肉の生産・供給体制の構築により、国産牛肉の需要の拡大を図りましょう。
- 特に、輸入牛肉との競合の大きい乳用種牛肉については、トレーサビリティ制度を活用した信頼性の高い銘柄の確立等により、テーブルミートとしての安定的かつ有利な販売に取り組むことが大切です。

#### トレサ制度を活用した信頼性の高いブランド化の事例



# 酪肉近代化基本方針に関するQ & A

## 基本方針の考え方

**Q** 前回の酪肉近代化基本方針から5年での見直しですが、なぜ、今、見直す必要があったのですか。

**Q** 輸入飼料に依存する畜産物の生産を伸ばすことは、我が国の食料自給率の低下につながりませんか。

**Q** 前回の酪肉近代化基本方針から、どのように変わったのですか。

**A** 本年3月に「食料・農業・農村基本計画」が見直されました。この基本計画は、食料・農業・農村に関する各種施策の基本となるものであるとともに、畜産物に関する食料消費や生産努力目標も見直されたため、酪肉近代化基本方針も、基本計画と整合性をもって見直すこととなりました。

**A** 飼料については、我が国でも生産が可能な牧草や稲わらも輸入が行われている状況です。このため、飼料生産の拡大により、飼料自給率の向上を通じた食料自給率の向上を目指していきたいと考えています。

**A** 国際化の進展や我が国におけるBSEの発生など畜産をめぐる情勢の変化に対応して、

- ①担い手の育成・確保や経営体質の強化などによる国際化の進展に対応し得る産業構造の確立
- ②自給飼料基盤に立脚した畜産経営の育成
- ③安全・安心な畜産物の提供のための取組や、健全な食生活の実現のための食育の推進

を新しく位置付けるとともに、家畜排せつ物法の完全施行を踏まえ、畜産環境について見直したところです。



**Q** 今回の自給率や生産に関する目標数値は、前回目標が達成されていない現状を踏まえているのですか。

**A** 「食料・農業・農村基本計画」に基づく施策の計画的な推進を図るため、①施策の推進に関する手順、達成目標などを示した工程表を作成すること、②政策評価を積極的に活用して施策の効果等を検証することによりの確な工程管理を行います。

また、地方公共団体、農業団体、食品関係事業者、消費者団体等関係者からなる「食料自給率向上協議会」を設け、食料自給率の向上に向け、関係者の行動計画を毎年作成し、関係者一体となって、計画的に取り組んでいくこととしています。

さらに、飼料自給率目標の実現に向けては、「飼料自給率向上戦略会議」を設け、飼料自給率向上に向けた行動計画を毎年作成し、関係者一体となって、計画的に取り組んでいくこととしています。

**Q** 酪肉近代化基本方針のフォローアップは、どのように行われるのですか。

**A** 「食料・農業・農村基本計画」と同様に、的確な工程管理を行うとともに、畜産企画部会等において、毎年の進捗状況を検証し、必要に応じて施策を見直していくことにより、酪肉近代化基本方針に示された課題に対応していきます。



## 担い手と経営安定対策について

**Q** 酪農経営や肥育経営の構造改革は進んでいるため、「担い手」の絞り込みは、止めるべきではないですか。

**Q** 畜産における認定農業者の認定率の更なる向上に向けてどのような取組を行うのですか。

**Q** 規模拡大を行い、既に効率的・安定的な経営を行っていても、改めて認定農業者にならないといけないのですか。

**A** 酪農経営や肥育経営については、他の作目に比べれば、規模拡大が順調に進むなど構造改革は相当程度進んでいると考えられます。しかしながら、将来に渡って国産畜産物の安定的な供給を行うためには、持続的な生産構造の確立が不可欠であり、それを支える担い手を育成・確保することが重要です。

**A** 畜産においては、現在、「認定農業者」にはなっていないものの、①既に効率的・安定的な経営を実現しており、認定農業者の認定要件を満たすと考えられる経営や、②認定農業者を目指して計画的な経営改善を行う経営などが存在することから、地方公共団体、JA、畜産協会等の団体が行う経営支援指導活動などを通じ、これら経営が積極的に認定農業者になることを促進する活動を展開します。

**A** 国際化が進展する中で、将来にわたり、畜産の安定的発展を図るためには、各地域において、担い手がしっかりと生産を支える構造を確立することが必要であり、この実現に向け、施策を適切に実施していきます。

認定農業者制度は、担い手であることを明確化し、支援策を集中化・重点化する仕組みとして、畜産においても相当程度定着してきていることから、畜産における担い手も認定農業者を基本とすることが適当であると考えています。このため、既に効率的・安定的な経営に達している方々についても、積極的に認定農業者になって頂きたいと考えています。

**Q** 生産目標の達成のためにも、生産量の更なる減少につながりかねない「担い手」の絞り込みは、止めるべきではないですか。

**A** 将来にわたり、畜産の安定的発展を図るためには、各地域において、より競争力が高く持続性のある生産構造を確立することが必要であり、「担い手」とは、このような、地域の生産構造を支える経営体です。

経営の効率化等を通じて、他産業並みの所得を安定的に確保できるような経営体を育成するとともに、その姿を見て、後継者や新規参入者が積極的に就農することを通じ、地域の生産構造が安定的で持続可能なものとなります。こうしたことを通じて将来に渡り生産量が安定的に確保されることとなります。

**Q** 小規模な繁殖経営が認定農業者になることは無理。そうした経営は経営安定対策から除外されるのですか。

**A** 繁殖経営は、①肥育経営へのもと牛資源の供給を通じて肥育経営を支える構造となっていること、②JA畜産部会などの生産組織を核とした産地銘柄化が行われているなど、繁殖経営の特性や地域の実情を考慮しつつ、認定農業者に準じた営農形態についても「担い手」として位置づけることとしています。

なお、「肉用子牛生産者補給金制度」の対象者については、同制度が牛肉の輸入自由化の代償として措置されたものであり、肉用子牛生産の安定を図ることを目的としていることやこれまで果たしてきた効果を踏まえ、検討していきます。



## 自給率目標、生産目標について

**Q** 生乳生産に関する目標  
数量を928万トンとしている  
ことから、目標を達成するた  
めには、計画生産は止める  
べきではないですか。

**Q** 飼料自給率の向上と  
いわれても、実感がわきませ  
ん。どのように取り組めば良  
いのでしょうか。

**A** 現在、脱脂粉乳の在庫が過去最高水準  
となるなど、生乳の需給は大幅に緩和している  
状況にあり、これが長期化すれば、乳業経営  
の圧迫による乳代の低下も懸念され、生産目  
標の達成が困難になるおそれがあります。

こうした事態を回避するため、指定団体自ら  
定めた計画生産に即し、脱脂粉乳の過剰在庫  
削減に努めることが必要です。また、生産努力  
目標の達成に向けては、今後とも消費増が期  
待できるチーズ、生クリーム等液状乳製品向け  
生乳の供給拡大に努めていきます。

**A** 飼料自給率目標の実現に向けては、「飼  
料自給率向上戦略会議」を設け、関係者一体  
となって、計画的に取り組んでいくこととしてい  
ます。

この中で、粗飼料については、完全自給(現  
状76%(粗飼料自給率)→目標100%)を達  
成することを目標としており、

- ① 耕畜連携による稲WCSの作付拡大
- ② 稲わらの飼料利用の促進
- ③ 耕作放棄地を活用した放牧

などに積極的に取り組んで頂きたいと考えてい  
ます。

また、濃厚飼料については、食品残さリサイ  
クルの推進などにより、自給率を向上(現状1  
0%(濃厚飼料自給率)→目標14%)してい  
きます。



**Q** 畜産農家がない水田地帯で飼料作物を生産するため、どのような取組が行われるのですか。

**A** 今後、飼料自給率の向上を通じた食料自給率の向上を図るためには、米が作付けされない水田における飼料作物の生産拡大が重要と考えています。

このため、①水田地帯において飼料生産を受託する耕種農家の組織化、②水田地帯における肉用牛繁殖経営を育成するための飼養管理施設等の整備、③水田飼料作物や稲わらの広域流通のためのストックポイントやTMRセンターの整備を行うことにより、水田における飼料作物の生産拡大を図ります。

**Q** 耕畜連携といっても、耕種地帯と畜産地帯は遠く離れていて、連携できません。

**A** 飼料作物や稲わらを生産する水田地帯と利用する畜産地帯を結びつけるため、①耕種農家と畜産農家の利用供給契約等を円滑に推進するための推進員の設置、②水田地帯における肉用牛繁殖経営を育成するための飼養管理施設等の整備、③耕種地帯で生産された飼料作物や稲わらの広域流通のためのストックポイントやTMR供給センターの整備等を行うことにより、耕畜連携の推進を図ります。



# このパンフレットに関するお問い合わせ先

農林水産省生産局畜産部

畜産企画課      03(3501)1083

•畜産に関する情報については、

<http://www.lin.go.jp/>